

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

◆計画期間 2019年4月1日～2021年3月31日までの2年間

◆目標1：産休産後休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除など、制度の周知や情報提供を継続的に行う。

(対策)

- 2019年 4月～ 目標の最新情報を随時収集
- 2019年 6月～ 各事業所へ情報展開（パンフレット配布等による）
- 2020年 4月～ 目標の最新情報を随時収集
- 2020年 6月～ 各事業所へ情報展開（パンフレット配布等による）

◆目標2：育児休暇等を取得しやすい環境作りの為、管理職による各事業所への情報展開を実施する。

(対策)

- 2019年 4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 2019年 5月～ 目標の最新情報を随時収集
- 2019年 10月～ 各事業所へ情報展開（パンフレット配布等による）
- 2020年 4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 2020年 5月～ 目標の最新情報を随時収集
- 2020年 10月～ 各事業所へ情報展開（パンフレット配布等による）

◆目標3：全社員（有期・無期契約含む）への年次有給休暇の取得計画を策定、実施する。

(対策)

- 2019年 4月～ 年次有給休暇付与10日以上の従業員の調査把握
- 2019年 5月～ 計画的な取得に向けて管理職研修実施及び取得計画を策定
- 2019年 6月～ 各事業所へ展開、取得実施、取得状況を毎月把握
- 2019年 12月～ 実施状況により計画の見直しを実施
- 2020年 2月～ 2020年3月31日までに休暇取得できることを確認
- 2020年 4月～ 年次有給休暇付与10日以上の従業員の調査把握
- 2020年 5月～ 取得計画の策定、取得の実施

以上

2019年4月1日

極東サービスエンジニアリング株式会社